

令和7年度 管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第9条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法施行規則第9条において、栄養管理の基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント→プランニング→実施→モニタリング・チェック→評価）が実施されているか把握することを重視したものとなっている。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

令和7年6月の状況を令和7年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は89施設（令和7年7月末時点）あり、提出率は100%であった。

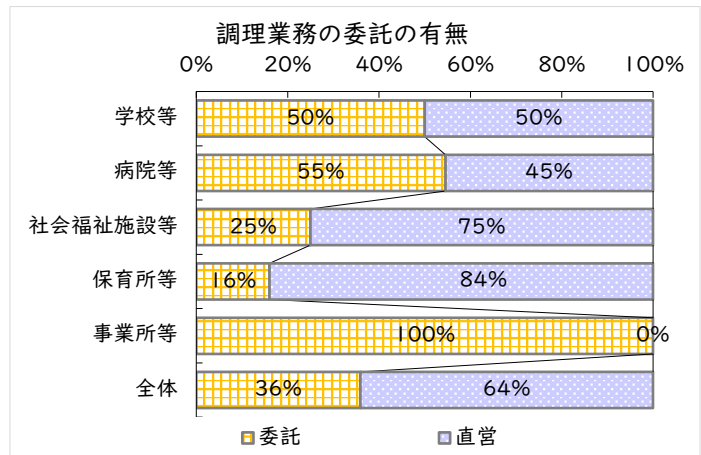
		対 象 施 設			提出施設数	提出率（%）
		特定給食施設	その他の給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上 並びに病院及び有床診療所			
学 校 等	小・中学校、支援学校、 給食センター、給食共同調理場	8	0	8	8	100
病 院 等	病院 診療所	5	3	8	8	100
		0	3	3		
社 会 福 祉 施 設 等	介護医療院	0	2	2	2	100
	介護老人保健施設	6	0	6	6	100
	老人福祉施設等	9	14	23	23	100
	障害者支援施設等	0	4	4	4	100
	児童福祉施設（保育所を除く）	0	1	1	1	100
保 育 所 等	保育所（園）、こども園	11	14	25	25	100
事 業 所 等	事業所、寄宿、その他	8	1	9	9	100
計		47	42	89	89	100

給食施設の状況

1 調理業務の委託状況

栄養管理報告書の提出があった 89 施設のうち、調理業務を委託しているのは 32 施設(36%)、委託していないのは 57 施設(64%)である。

学校等では5割、病院等では6割、社会福祉施設等では3割、保育所等では2割、事業所等では全ての施設で調理業務を委託している。

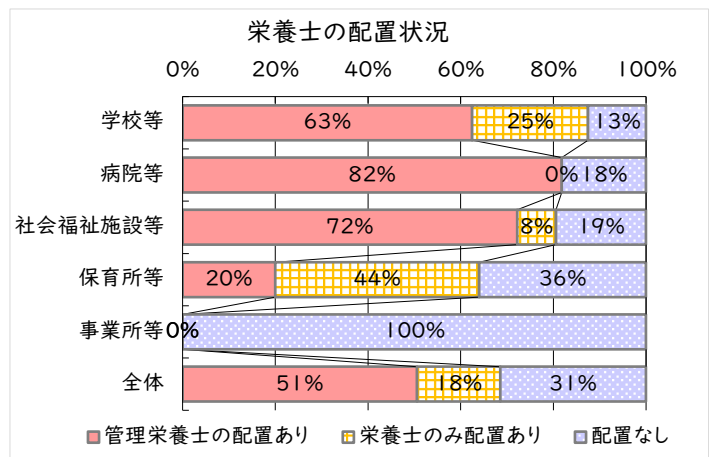


2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第 21 条第1項)のある施設は、管内に 1 施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされているため、8割の施設に管理栄養士が配置されている。

また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では9割の施設で管理栄養士又は栄養士が配置されている。

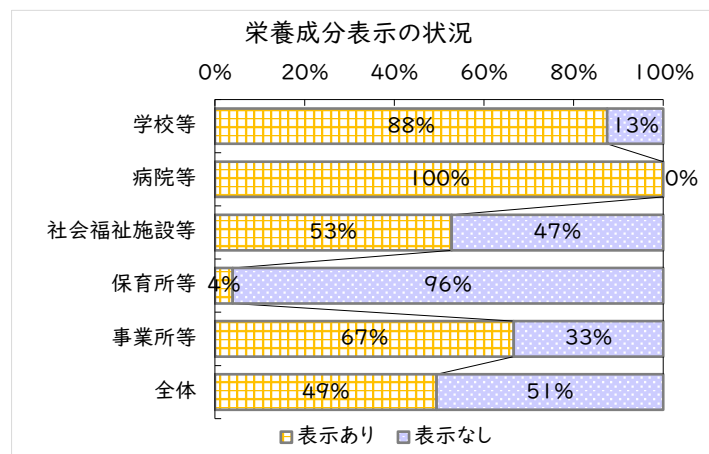


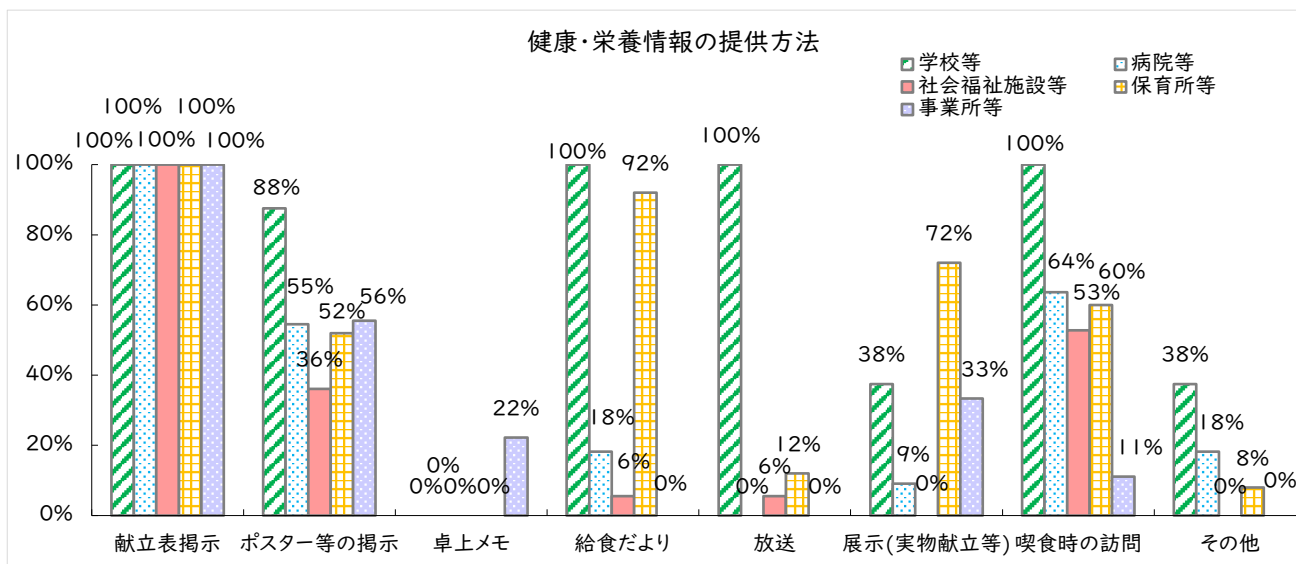
3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第 21 条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また、厚生労働省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

栄養成分表示は約半数の施設で示されており、病院等では、全ての施設で示されている。

健康・栄養情報の提供方法として、全ての施設で献立表の掲示が実施されている。





4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。施設種別ごとの平均値と目標ラインを比較すると、学校等の野菜のみ目標ラインを上回っている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	122.4	118.5	21.2	90.0	162.1	93
病院等	313.6	355.0	98.9	37.0	402.0	350
社会福祉施設等	286.1	285.5	52.5	193.0	382.0	350
保育所等	98.8	98.0	11.8	78.0	138.2	100

※学校等及び保育所等は1食あたり、病院等及び社会福祉施設等は3食あたりの数値

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	15.6	16.0	4.3	10.0	24.0	32
病院等	58.3	56.0	25.8	15.0	102.0	200
社会福祉施設等	45.1	38.0	27.9	1.0	130.0	200
保育所等	47.1	49.0	12.9	15.0	83.0	50

※学校等及び保育所等は1食あたり、病院等及び社会福祉施設等は3食あたりの数値

(1) 学校等

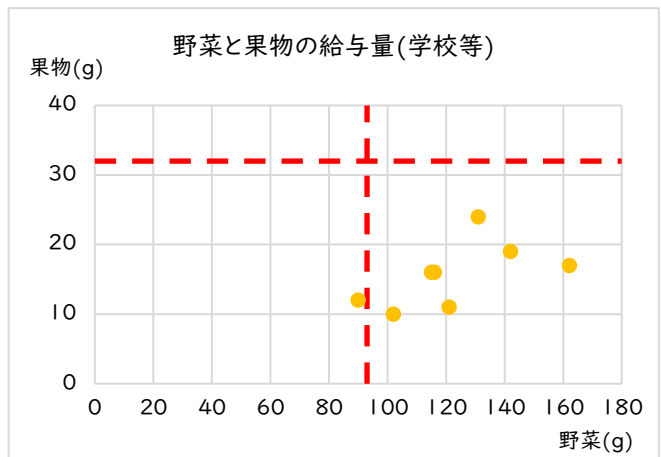
管内の学校給食共同調理場、学校給食センター、単独校のうち、8施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳～9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は多くの施設で目標量を給与していたが、果物は目標ラインを上回る施設はなかった。

果物の給与量が最も少ない施設では10g/日で、目標ラインの31%であった。

*「学校給食摂取基準の策定について(報告)」(学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者協議会平成23年3月)



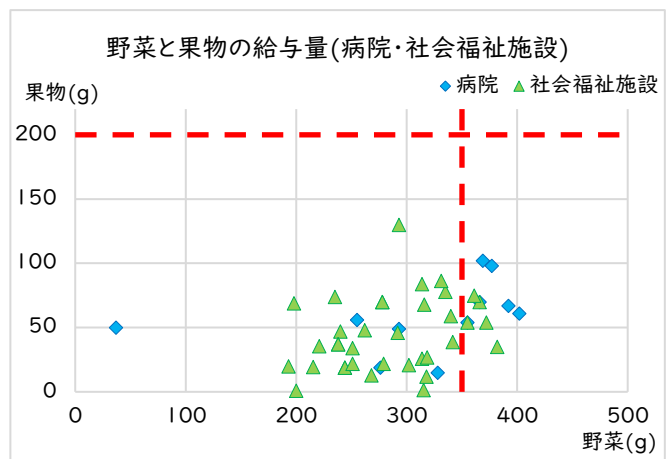
(2) 病院等、社会福祉施設等

1日3食を提供している病院等11施設、及び社会福祉施設等36施設の状況である。

目標ラインは、健やか香川21ヘルスプラン(第3次)の目標値を用い、野菜350g/日、果物200g/日とした。

病院等では、野菜は6施設(55%)で目標ラインを上回っているが、果物は全ての施設で目標ラインより不足している。施設ごとのバラツキは大きく、最も野菜の給与量が少ない施設は37g/日、最も果物の給与量の少ない施設は15g/日であった。

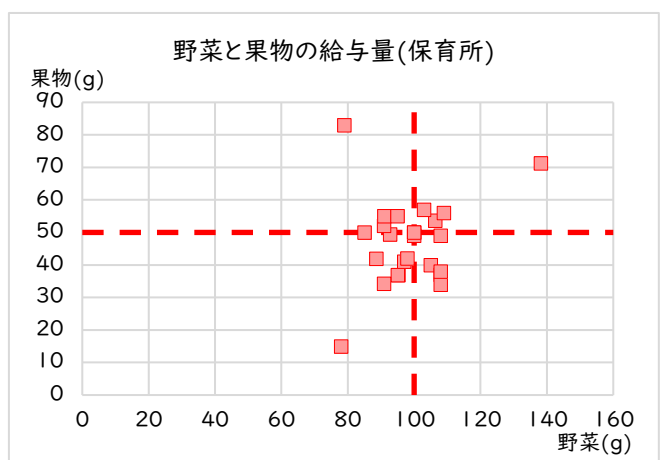
社会福祉施設等では、野菜は5施設(14%)で目標ラインを上回っているが、果物は全ての施設で目標ラインを下回っている。また、最も野菜の給与量の少ない施設は193g/日、最も果物の給与量の少ない施設は1g/日であった。



(3) 保育所等

1回50食以上提供している保育所等25施設の状況である。目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子ども家庭課)」の「3～5歳児の食品構成(例)」を用い、野菜100g、果物50gとした。

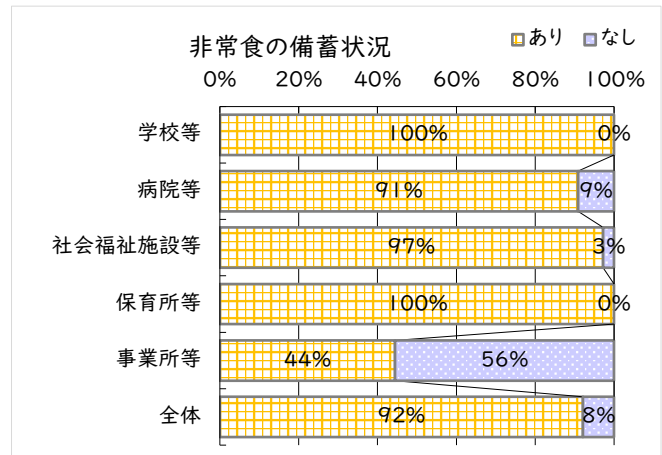
野菜、果物の目標ラインを上回る施設は、それぞれ12施設(48%)と11施設(44%)であり、半数以上の施設が不足している。最も給与量の少ない施設では、野菜は78g/日、果物は15g/日であった。



5 危機管理体制整備状況

(1) 非常食の備蓄

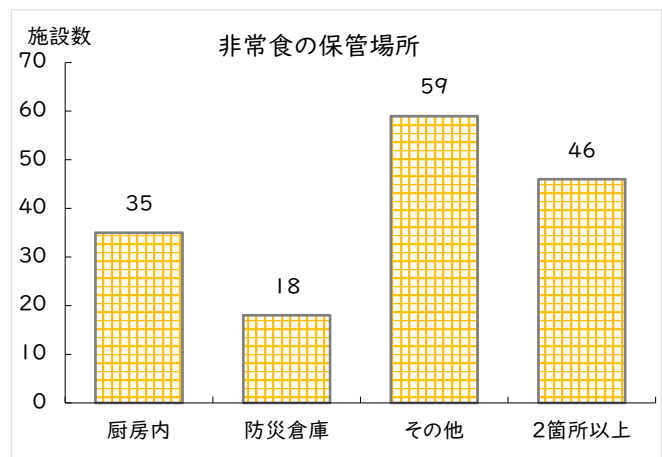
非常食を備蓄している施設は、82 施設(92%)であった。学校等及び保育所等では全ての施設で、病院等及び社会福祉施設等では9割以上の施設で、非常食を備蓄している。



(2) 非常食の保管場所

保管場所は、厨房内に備蓄している施設が最も多い。また、2か所以上に分散して保管している施設は46 施設(52%)ある。

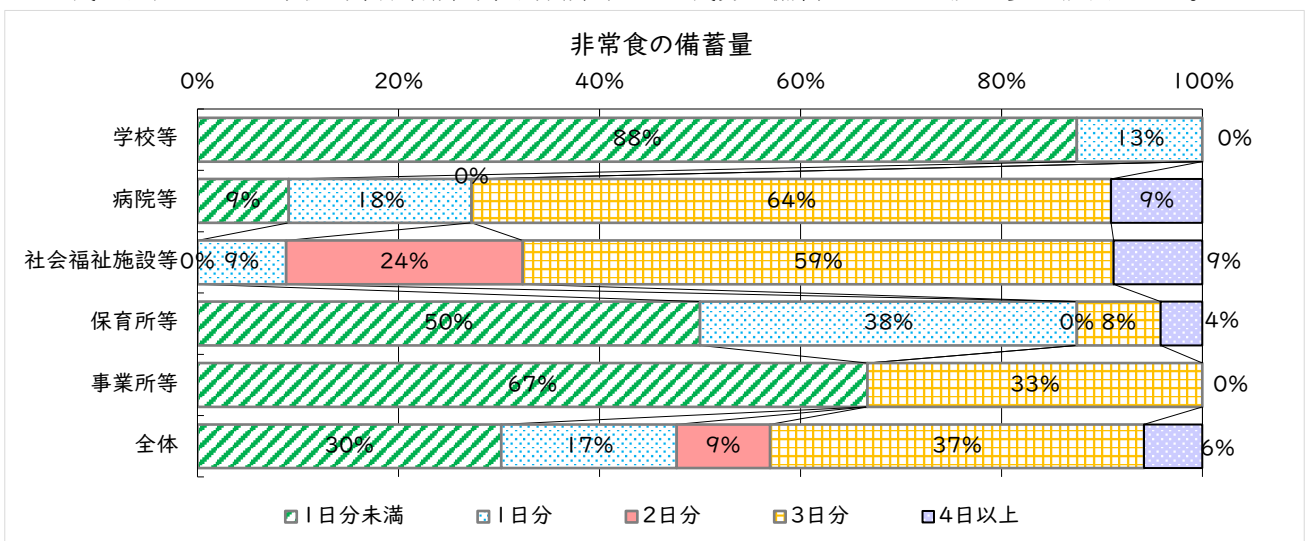
「その他」は倉庫、食品庫、職員室等があり、病院等では各病棟、保育所等では保健室等で保管している施設がある。



(3) 非常食の備蓄量

「香川県災害時保健活動マニュアル ～栄養・食生活支援編～」では、「ライフラインや通常の食材流通ルートが正常に機能しない状況を想定し、施設の利用者の特性に合わせた食品を最低でも3日間分、備蓄する。必要に応じて、職員用の備蓄も検討する。」としているが、3日間分以上備蓄している施設は、37 施設(43%)である。

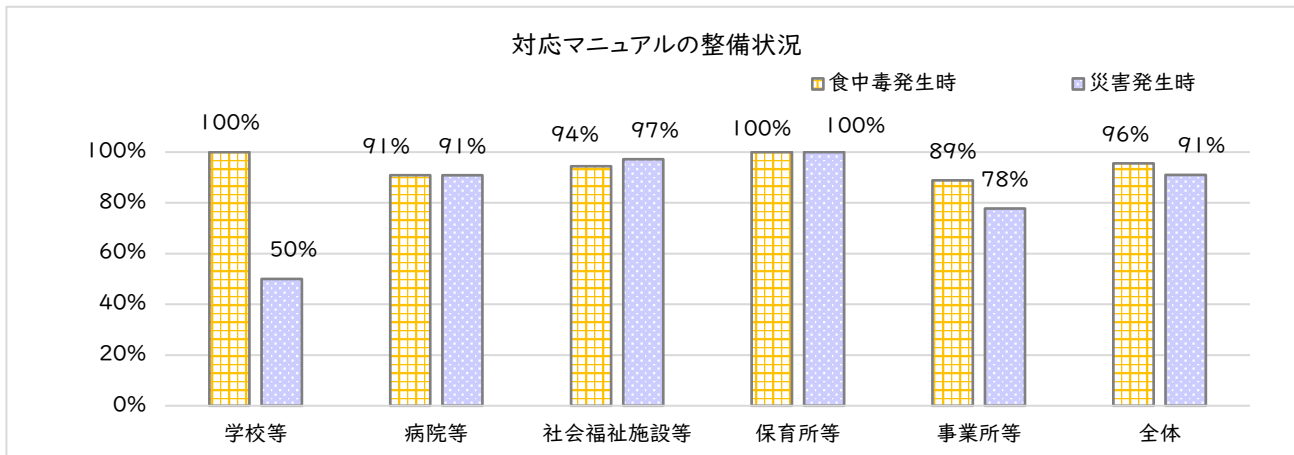
病院等では8施設(73%)、社会福祉施設等では23施設(68%)が、3日間分(9食分)以上備蓄している。一方、1日1食を提供している学校等、保育所等、事業所等では1食分を備蓄している施設が多い傾向にある。



(4) 食中毒発生時及び災害発生時対応マニュアルの整備状況

食中毒発生時対応マニュアルは、85 施設(96%)で整備されている。

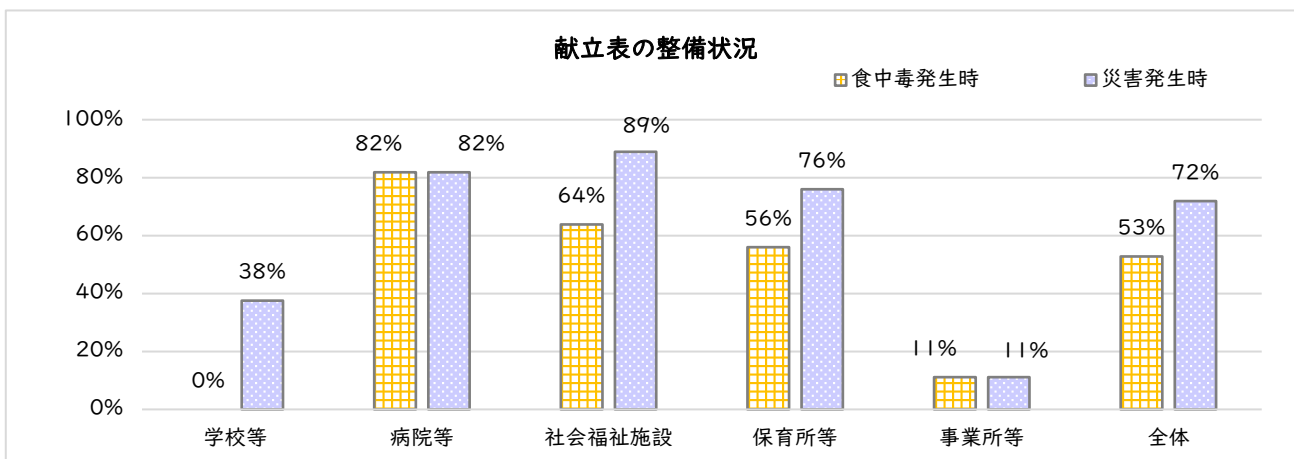
災害発生時対応マニュアルの整備率は、病院等及び社会福祉施設等で9割以上、保育所等では全ての施設で整備されており、全体でも 9 割を超えているが、学校等及び事業所等での整備率は、他の施設と比べて低くなっている。



(5) 食中毒発生時及び災害発生時献立表の整備状況

食中毒発生時献立表は 47 施設 (53%)で作成されている。病院等では8割以上、社会福祉施設等では 6 割以上、保育所等では 5 割以上で整備されている。一方、学校等及び事業所等では整備率が低い。

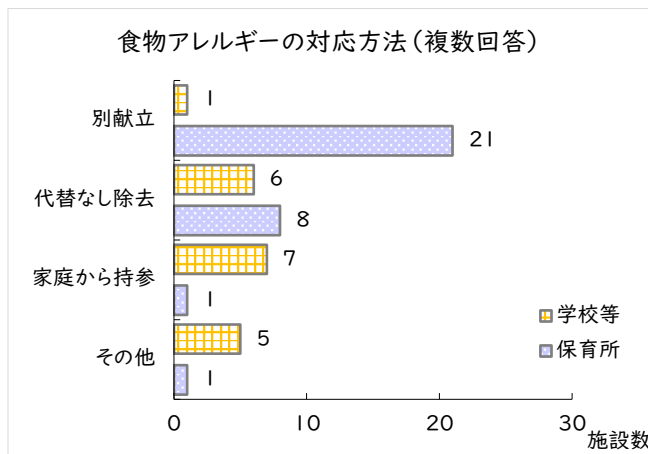
災害発生時献立表は 64 施設 (72%)で作成されている。食中毒発生時献立表と同様に、学校等及び事業所等では整備率が低い状況にある。



6 食物アレルギーの対応状況

学校等 8 施設及び保育所等 25 施設の状況である。

食物アレルギーの対応は 32 施設（97%）で実施されている。対応方法は、学校等では家庭からの持参が最も多く、保育所等では別献立の提供が最も多い。その他の対応としては、牛乳の中止、詳細献立表の配布等がある。

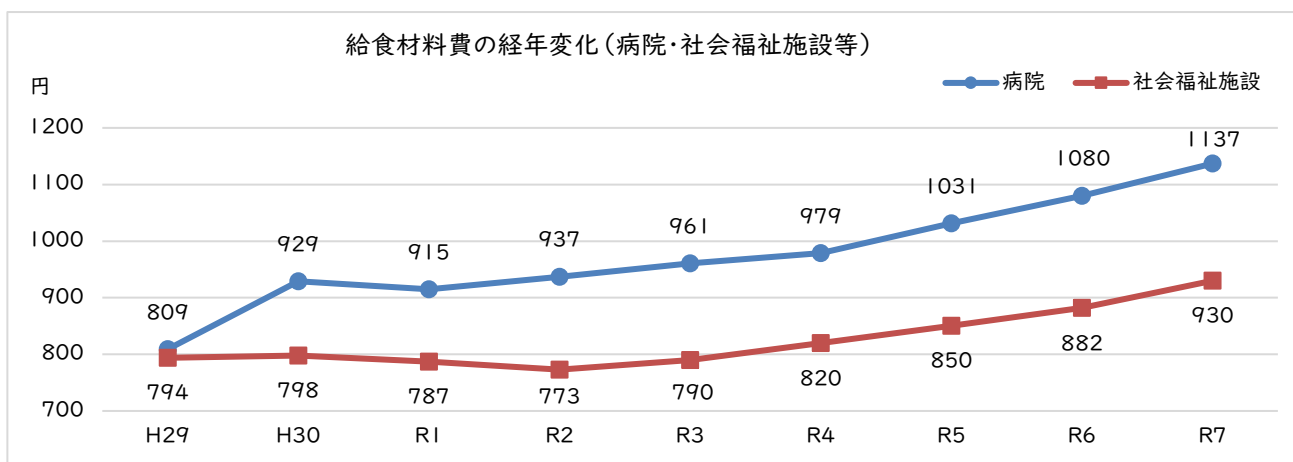
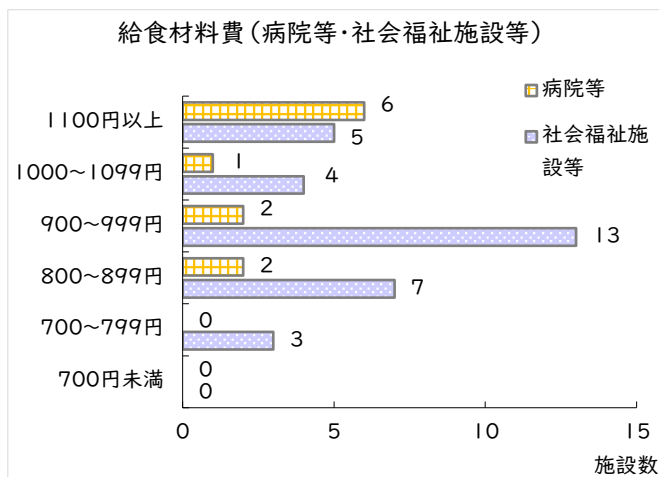


7 1人1日当たり給食材料費

1日3食を提供している病院等 11 施設及び社会福祉施設等 32 施設（無回答4施設を除く）の状況である。

1人1日当たりにかかる給食材料費の平均値は、年々上昇しており、病院等 1137 円、社会福祉施設等 930 円である。昨年の平均値と比較すると、病院等では 57 円、社会福祉施設等では 48 円上昇している。

病院等では、1100 円以上が 6 施設（55%）で最も多く、社会福祉施設等では、900 円～999 円が 13 施設（41%）で最も多い。



8 肥満とやせの状況

(1) 学校等

○全国の数値：文部科学省の学校保健統計調査（抽出調査）年齢は令和6年4月1日現在の満年齢

○香川の数値：香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査（全数調査）

○東讃の数値：特定給食施設栄養管理報告

（注）肥満傾向児とは、性・年齢・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。

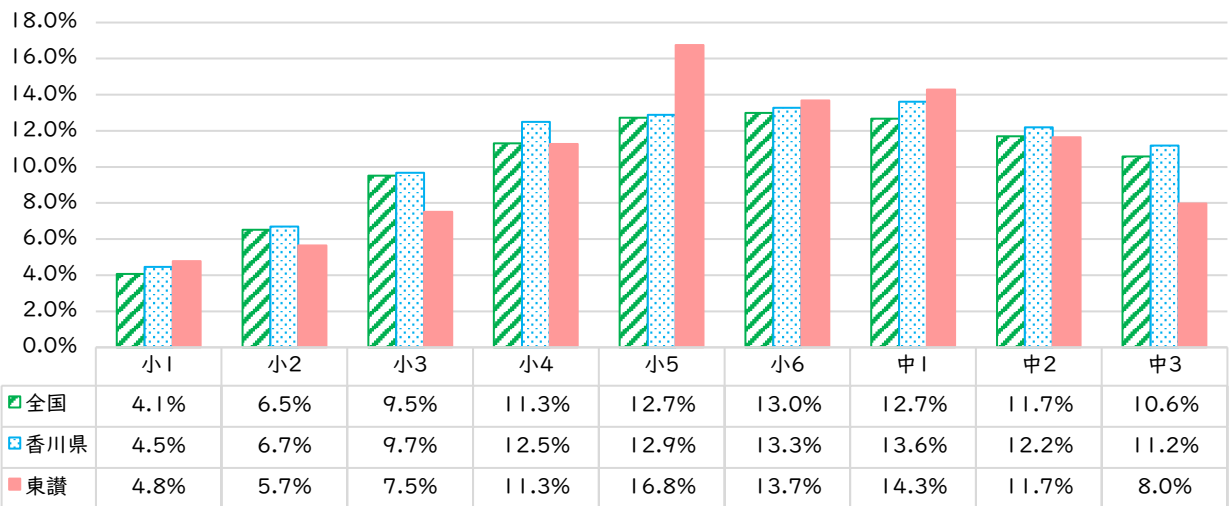
痩身傾向児とは、性・年齢・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。

肥満度（過体重度）＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重×100（％）

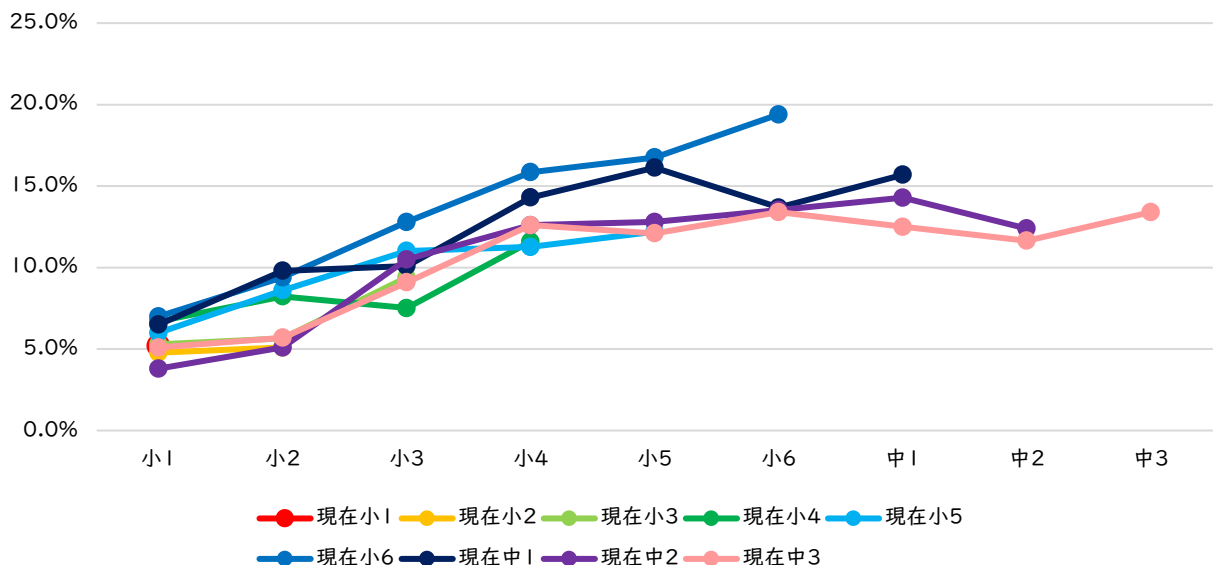
①肥満傾向児（男子）

東讃管内における令和6年度の男子の肥満傾向児出現率は、小学1年、小学5年、小学6年、及び中学1年で、全国・香川県を上回っている。

肥満傾向児出現率（令和6年度男子）

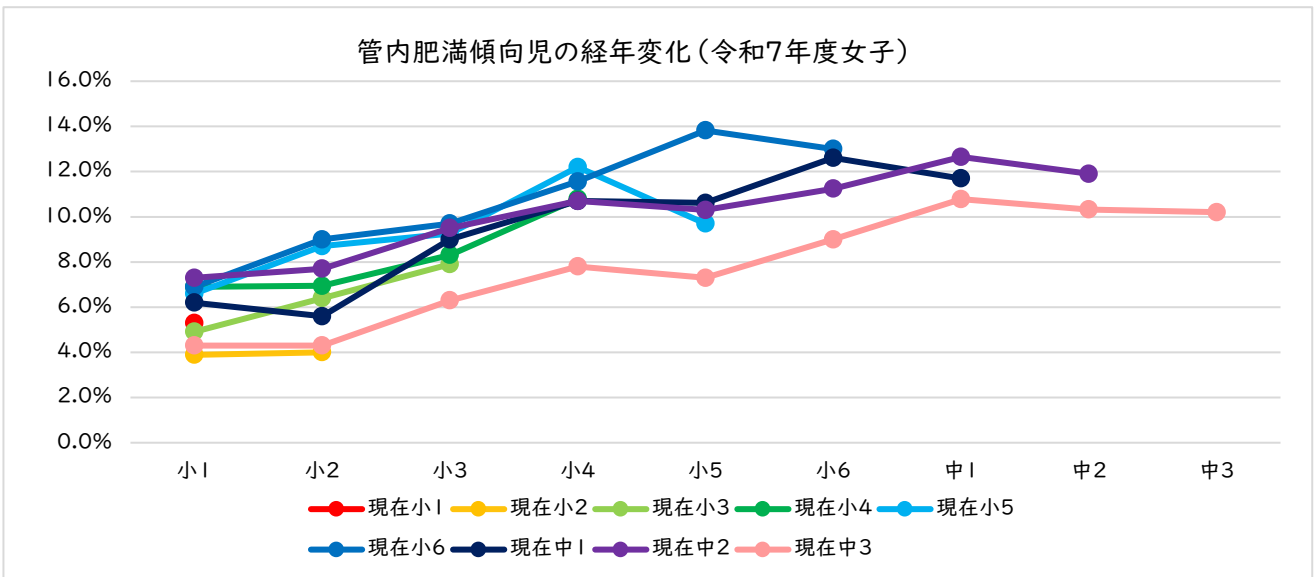
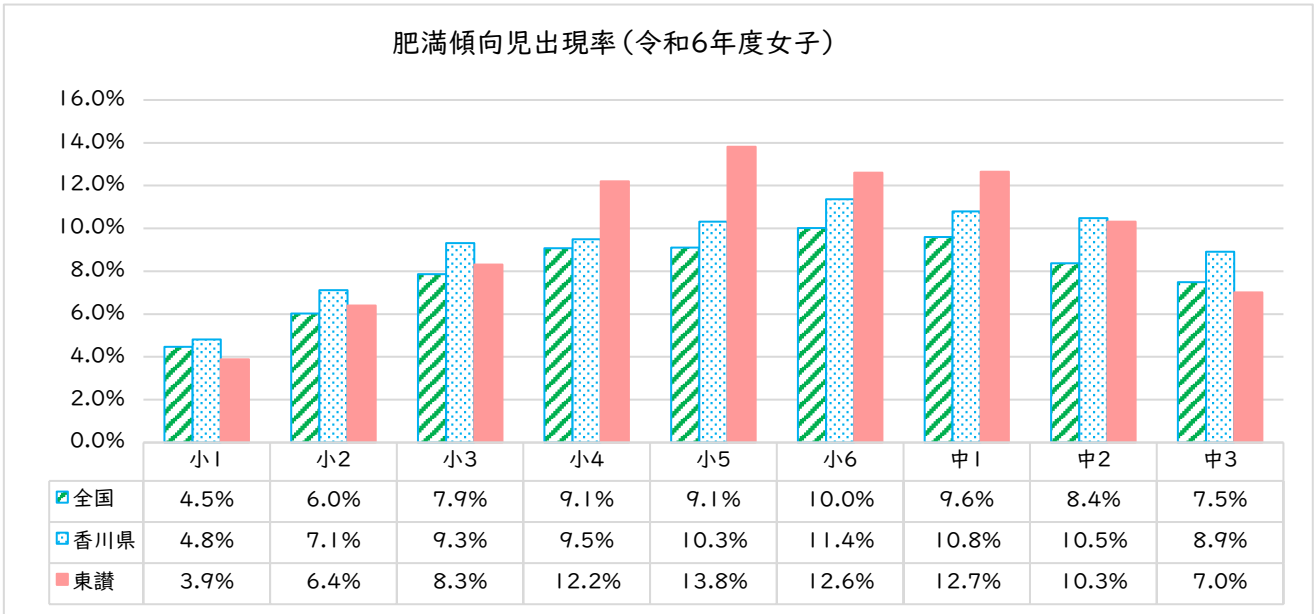


管内肥満傾向児の経年変化（令和7年度男子）



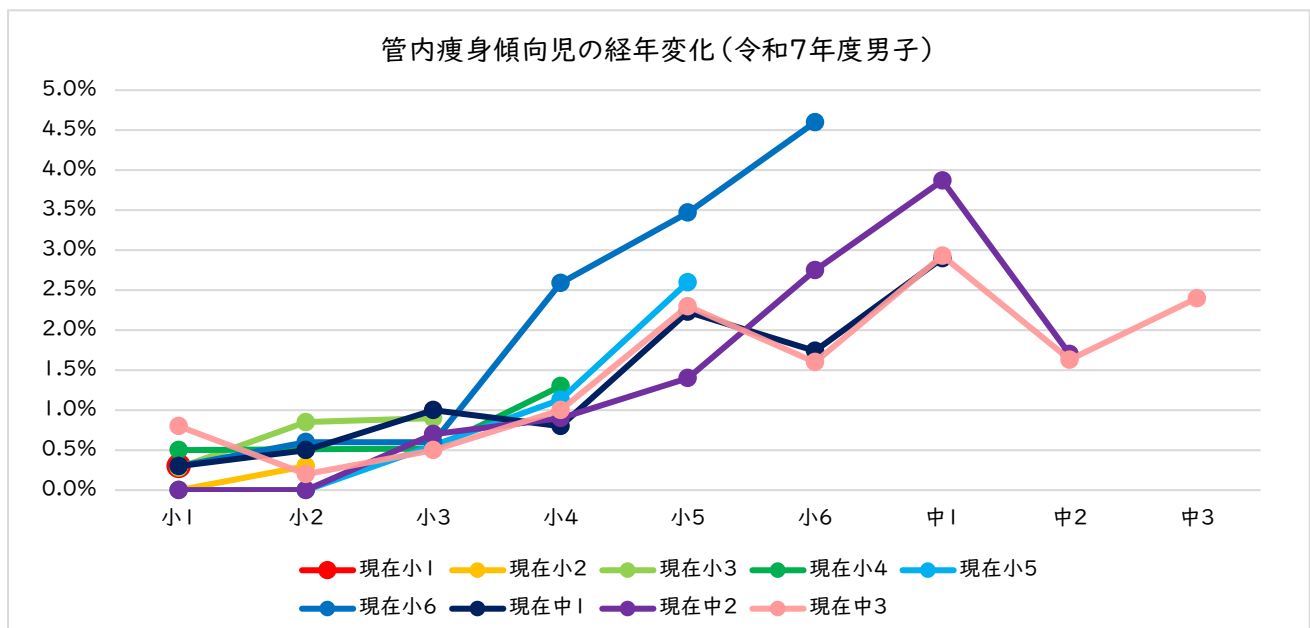
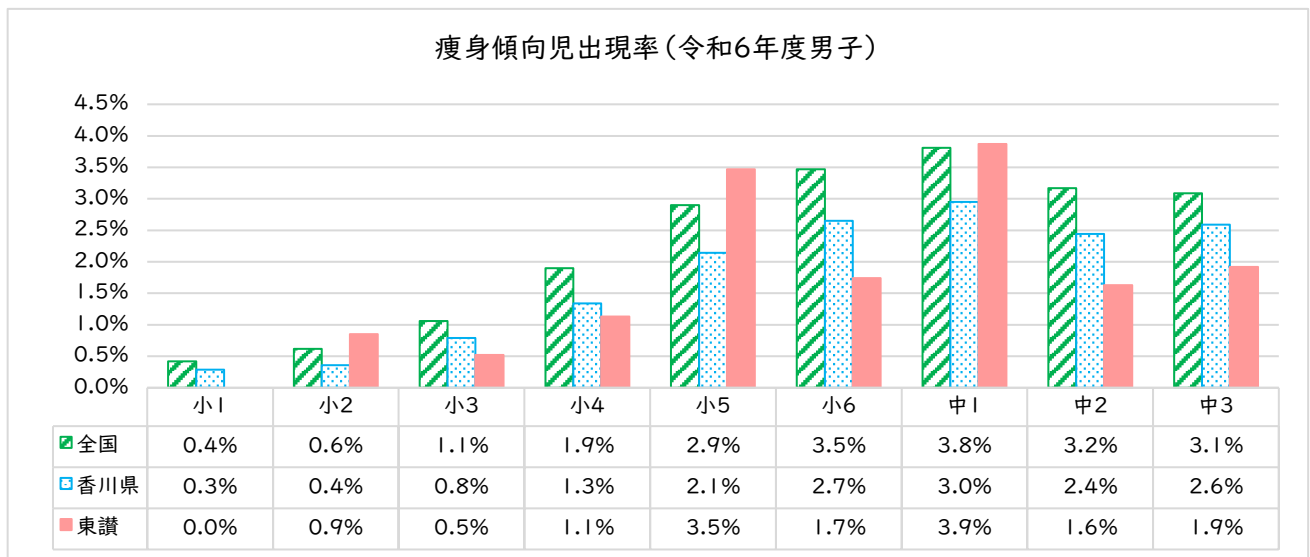
②肥満傾向児（女子）

東讃管内における令和6年度の女子の肥満傾向児出現率は、小学4年、小学5年、小学6年、及び中学1年で、全国・香川県を上回っている。



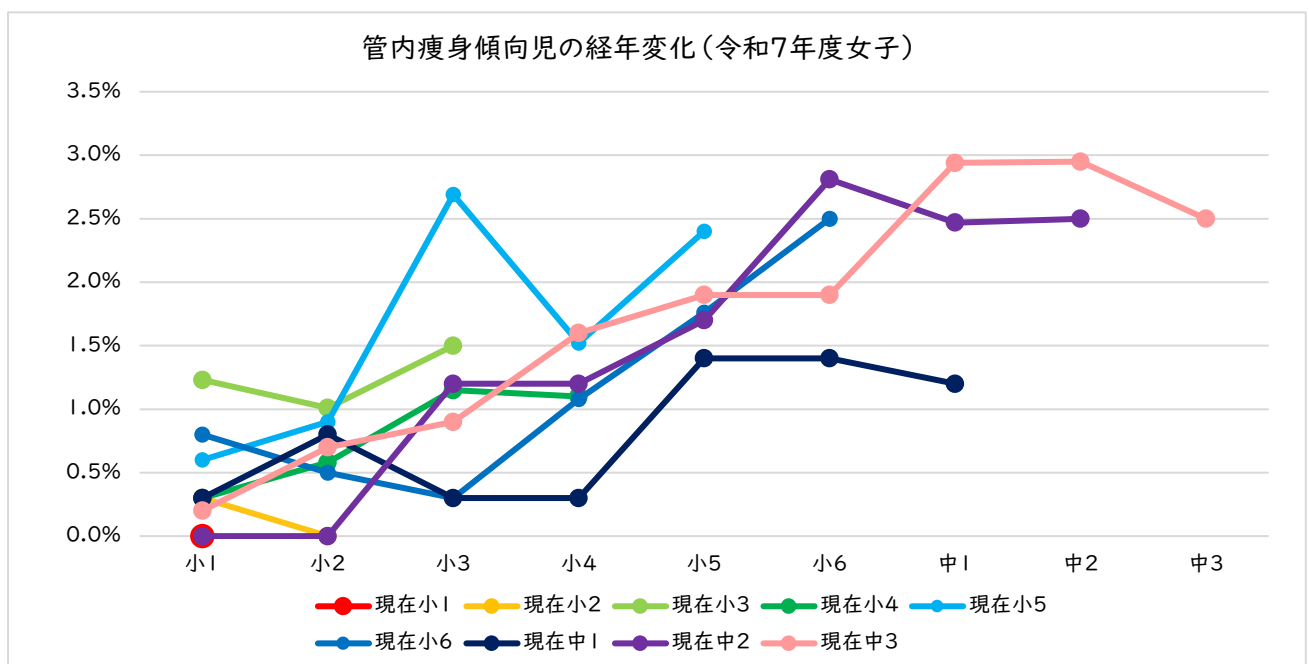
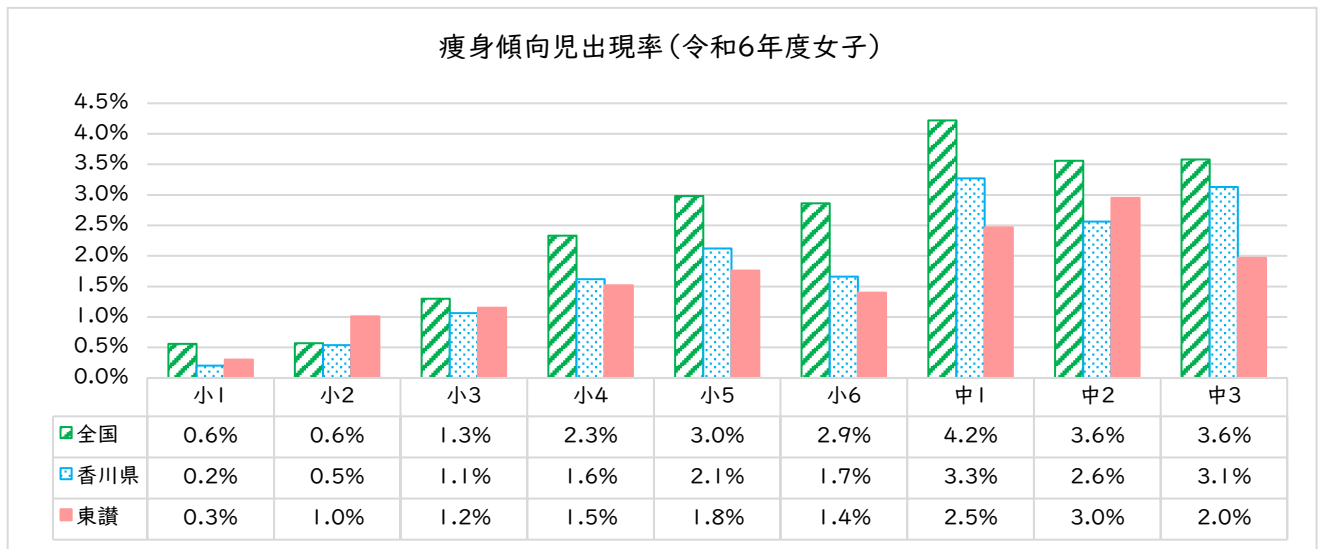
③ 痩身傾向児（男子）

東讃管内における令和6年度の男子の痩身傾向児出現率は、小学2年、小学5年、及び中学1年で、全国・香川県を上回っている。



④ 痩身傾向児（女子）

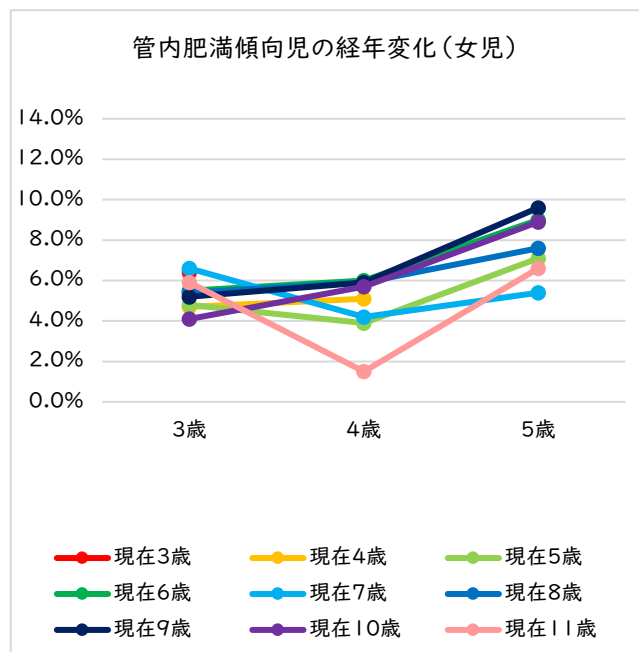
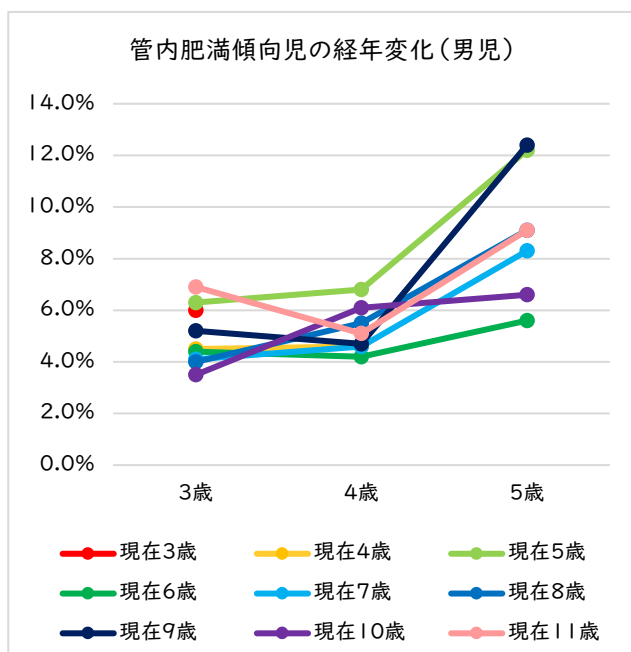
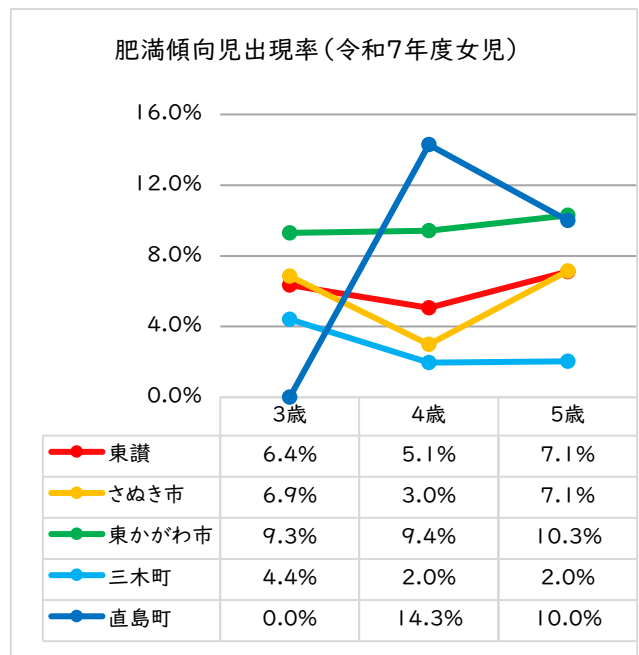
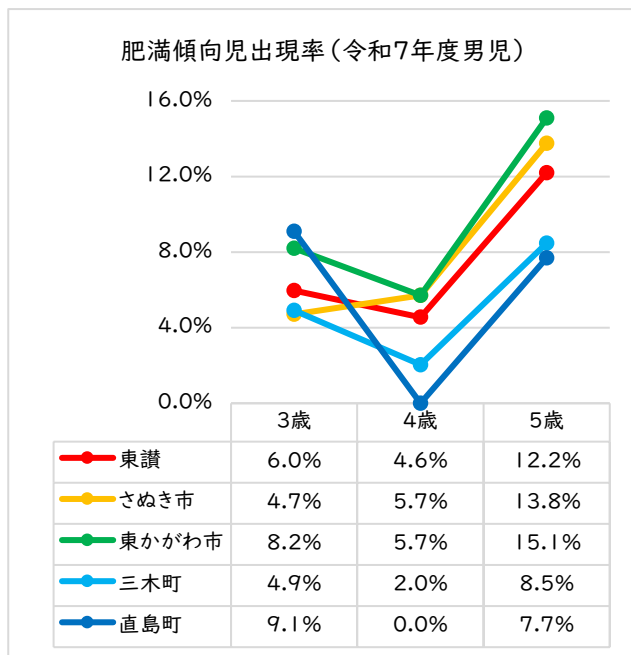
東讃管内における令和6年度の女子の痩身傾向児出現率は、小学2年のみ、全国・香川県を上回っている。



(2) 保育所等

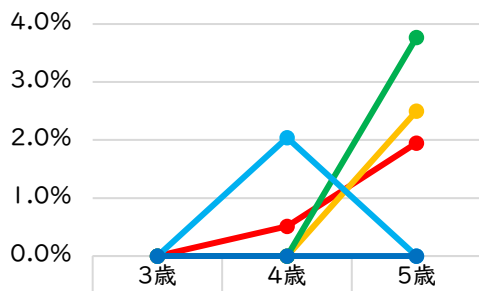
(注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。
 $肥満度(過体重度) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 \times 100(\%)$

① 肥満傾向児



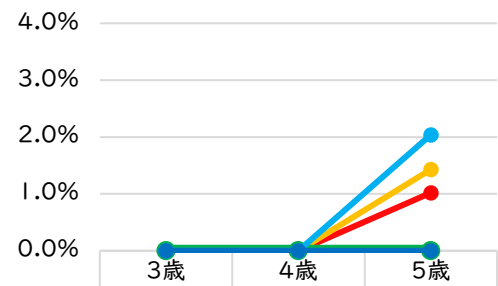
② 痩身傾向児

痩身傾向児出現率（令和7年度男児）



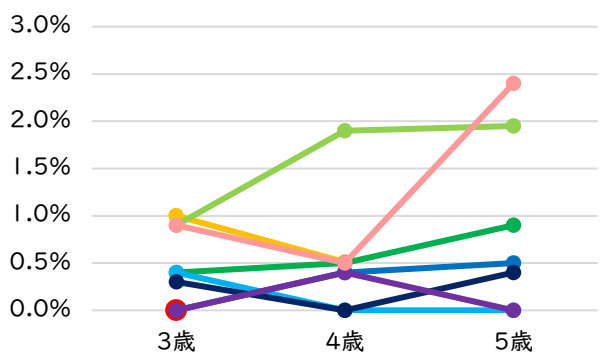
	3歳	4歳	5歳
東讃	0.0%	0.5%	2.0%
さぬき市	0.0%	0.0%	2.5%
東かがわ市	0.0%	0.0%	3.8%
三木町	0.0%	2.0%	0.0%
直島町	0.0%	0.0%	0.0%

痩身傾向児出現率（令和7年度女児）



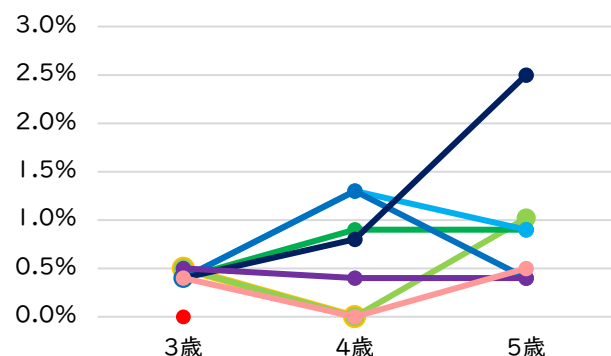
	3歳	4歳	5歳
東讃	0.0%	0.0%	1.0%
さぬき市	0.0%	0.0%	1.4%
東かがわ市	0.0%	0.0%	0.0%
三木町	0.0%	0.0%	2.0%
直島町	0.0%	0.0%	0.0%

管内痩身傾向児の経年変化（男児）



現在年齢	3歳	4歳	5歳
現在3歳	0.0%	0.0%	0.0%
現在4歳	1.0%	0.5%	0.0%
現在5歳	1.0%	1.9%	1.9%
現在6歳	0.4%	0.5%	0.9%
現在7歳	0.4%	0.0%	0.0%
現在8歳	0.4%	0.5%	0.5%
現在9歳	0.0%	0.0%	0.0%
現在10歳	0.0%	0.5%	0.0%
現在11歳	0.9%	0.5%	2.4%

管内痩身傾向児の経年変化（女児）



現在年齢	3歳	4歳	5歳
現在3歳	0.0%	0.0%	0.0%
現在4歳	0.5%	0.0%	0.0%
現在5歳	0.5%	0.0%	1.0%
現在6歳	0.5%	0.8%	0.9%
現在7歳	0.5%	1.3%	0.9%
現在8歳	0.5%	0.8%	2.5%
現在9歳	0.5%	0.4%	0.4%
現在10歳	0.5%	0.4%	0.4%
現在11歳	0.5%	0.0%	0.5%